

## 認定の考え方(中皮腫)

### 1. 病理診断

環境再生保全機構から中皮腫の認定決定通知書(様式1号)が発行されたことをもって、病理診断がされたものとしたします。

### 2. 浜見保育園でのばく露

浜見保育園での石綿ばく露期間は、おおむね1年以上とします。

### 3. アスベストばく露調査

調査・認定部会員によるアスベスト調査を実施し、様々な要因の検討を行います。

### 4. リスクの判断

浜見保育園でのばく露時期とばく露期間をもとにして、調査・認定部会で検討し、「起因性あり」「寄与可能性あり」「起因性なし」「制度対象外等」の判断を行います。

### 5. 総合的判断

以上の4観点から、調査・認定部会が総合的観点で判断し、市へ答申を行います。

### 6. 認定

市は、調査・認定部会の答申内容に応じて、認定を行います。

答申内容が

「起因性あり」の場合は、補償制度対象者として認定、

「寄与可能性あり」の場合は、給付制度対象者として認定、

「起因性なし」または「制度対象外等」の場合は、不認定となります。

なお、「起因性なし」とは、疾患の発症が浜見保育園のアスベストばく露以外の他の発症原因に起因しており、浜見保育園のアスベストばく露が発症に関与している可能性は極めて低いことを指しています。

